

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年7月27日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	平成28年度「東広島市の環境」資料等作成業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13-28-0010
(3) 物品・委託役務内容	東広島市の環境現況に関わる資料を収集・整理し、本市の環境白書（60部）及び環境活動事例集（200部）等を作成するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から平成29年3月17日まで
(5) 納入・履行(就業)場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 契約種別	総価契約

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次の全て 測定・検査>環境測定（計量証明事業）<大気・悪臭> 測定・検査>環境測定（計量証明事業）<水質・土壌> 測定・検査>環境測定（計量証明事業）<騒音・振動> 測定・検査>環境測定（計量証明事業）<ダイオキシン>
イ 法令等による登録等	計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく計量証明事業の登録について、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）別表第4に定める事業の区分における、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル及び特定濃度のいずれの登録も受けていること。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

(1) 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（成果物の製造）（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年7月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年7月27日～ 平成28年8月18日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 有
ウ 質問書提出期間	平成28年7月27日～ 平成28年8月 3日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 環境対策課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0928 ファックス番号 082-421-5601 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年8月 8日～ 平成28年8月18日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年8月16日～ 平成28年8月17日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届けている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年8月18日 午前10時15分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成28年度
「東広島市の環境」資料等作成業務

仕 様 書

東 広 島 市

第 1 章 総則

1 委託業務名

平成 28 年度「東広島市の環境」資料等作成業務

2 適用範囲

本仕様書は、東広島市（以下「発注者」という。）が行う平成 28 年度「東広島市の環境」資料等作成業務に適用するものとする。

3 業務対象区域

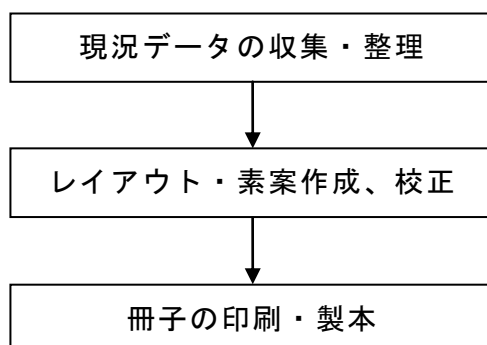
東広島市内一円

4 業務履行期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 17 日まで

5 業務概要

本業務は、本市の環境現況に関わる資料を収集・整理し、環境現況等を取りまとめた「東広島市の環境（データ編）」、市の環境基本計画の進捗状況等を取りまとめた「東広島市の環境（取り組みの報告編）」に係る冊子・資料等の作成、印刷をそれぞれ行う（分冊）ものとする。



6 質疑

受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて質疑が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、発注者の意図を十分に理解し、発注者の担当職員の指示に従い、本業務を遂行するものとする。

7 業務実施責任者

- (1) 受注者は委託業務の実施にあたり、業務上の管理を行う業務実施責任者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 業務実施責任者は発注者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- (3) 業務実施責任者は、業務実施の管理を行うに必要な能力と経験を有しており、受注者と直接的な雇用関係を有する者とする。
- (4) 得られた各種データの整理及び考察を充実すること。
- (5) 業務の円滑な進行を図るため、発注者及び受注者は常に密な連絡をとり、十分な協

議を行い、支障のないようにしなければならない。

8 資料等の貸与及び返還

受注者は、貸与された関係資料等がある場合、借用書を提出するとともに、それらの貸与品は委託業務完了後直ちに返還しなければならない。

受注者は、貸与された資料の取扱いについて十分な注意を払うとともに、これを破損し、若しくは紛失し、又は盗難等の事故のないよう厳重に管理しなければならない。

また、貸与された資料は本業務に関する目的以外には使用してはならない。

9 遵守事項

受注者は本業務について中立性を有し、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

10 協議記録等

受注者は、協議内容、確認事項及び変更内容を記載した記録簿等を作成し、提出しなければならない。

1.1 提出書類等

受注者は、次の書類を発注者へ提出する。

(1) 業務開始時

- ア 業務実施責任者選任（変更）通知書
- イ 当初（変更）業務工程表
- ウ 貸与品借用書（貸与品がある場合）

(2) 業務遂行中（適宜）

- ア 協議記録簿

(3) 業務完了時

- ア 委託業務完了通知書
- イ 貸与品返納書（貸与品がある場合）
- ウ 成果品及び引渡書

(4) その他

- ア その他発注者の指示するもの

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度承認を受けるものとする。

1.2 その他

(1) 業務の実施にあたっては、発注者の提供する昨年度の「東広島市の環境」の電子データを基に作成し、発注者の指導助言のもとに実施する。

(2) 業務遂行のための必要な資料等の収集にあたって関係機関の協力を得る場合には、あらかじめ、その趣旨を発注者に報告した上で行う。

(3) 業務の実施にあたり、関係機関に対する手続き等がある場合は発注者と打合せの上、迅速に処理する。また、関係機関に対し交渉を必要とするとき、または、交渉を受けたいときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

(4) 業務の遂行にあたっては、発注者との間で随時打合せを行い、その結果を記録し、報告し、発注者の確認を受けるものとする。

(5) 本業務で得られた成果物の著作権は、東広島市に帰属するものとする。

第2章 業務内容

※数量等については、「別紙1 平成28年度「東広島市の環境」資料等作成業務設計書」を参照のこと。

1.3 現況データの収集・整理

本冊子の作成にあたり、次の項目について、策定に必要な環境現況に関わる資料を収集・整理する。

基本工程（全体）
協議打ち合わせ一式

①平成28年度「東広島市の環境」（環境白書）

本業務で使用するデータは発注者が提供又は貸与するほか、国等の機関が発行する文献等によるので、受注者が新たに計量証明を伴う調査等を要するものではない。
 ただし、本冊子の作成に必要な広島県が実施した各種環境調査結果資料及び法令の改正に伴う情報の更新等については、受注者が独自に資料収集を行い、紙面の充実に努め、本文の記載にあたっては受注者が計量証明事業を営むにあたり蓄積している知識や経験を生かし、学術的な視点を取り込みながらも読者に分かりやすい記述となるよう留意すること。

第1章 市政概要

文案は発注者が提供する。

受注者による編集は要さない。

第2章 「東広島市の環境」（環境白書）

基本的な構成は、テーマごとに節を設けて、節内に「概要」「現状」「対策」の3つの小項目を配置して説明等を記載するものとなっている。受注者は、主に次の要領により編集する。

基本工程（市政概要・環境白書）	
各節の情報収集・整理等	市政概要
	第1節 大気汚染
	第2節 水質汚濁
	第3節 土壌汚染
	第4節 騒音・振動
	第5節 悪臭
	第6節 廃棄物
	第7節 公害苦情
	第8節 地球温暖化
第9節 水生生物	
全体整理	編集・構成・仕上げ一式

① 見本（昨年度発行分）に掲載したデータについて、発注者が提供する最新データ又は貸与するデータ等により最新の数値等に置き換える。

② 現象の解説や東広島市の現状、現状を引き起こしている原因等の分析を行い、分かりやすい記述で記載する。

第〇節	〇〇〇〇
1	〇〇の概要
2	〇〇の現状
3	〇〇の対策

③ 市民への注意や工夫を喚起すべき事項や、身近な社会情勢から注目されている事象等を取り上げ、読者が関心を寄せやすい内容となるよう工夫する。

第3章 用語解説

見本に示す体系に基づき、本文中に使用した用語他について解説を作成、記載する。

②平成28年度「東広島市の環境活動」（環境活動事例集）

はじめに 東広島市の施策体系を説明する。

基本構成は発注者が提供する。

基本工程（環境活動事例集）	
事例整理	各事例、施設等の情報整理
全体整理	編集・構成・仕上げ一式

トピック 最近の出来事（報道等）から、秀でた

成果のあった事案を発注者が選定し、関係資料を提供する。受注者においてレイアウト等行うこと。

第1章 東広島市の環境活動

東広島市環境基本計画の体系にそった19の展開（テーマ）ごとに取り

組み事例を紹介する。事例の選定は発注者が行い、取り組み等（写真等含む。）の情報源は発注者から貸与するので、別途協議のうえ定めた記事範囲に要約して記載すること。

第2章 東広島市の環境リーダー

事例の選定は発注者が行い、活動事例等（写真等含む。）の情報源は発注者から貸与するので、別途協議のうえ定めた記事範囲に要約して記載すること。

③環境学習教材（小学生向け教材）

平成28年度「東広島市の環境」（環境白書）を、概ね小学生第4～5学年における社会科において身近な自然環境の保全、環境と公害、国土保全等の学習目標への活用を想定し、分かり易い内容に要約すること。

基本工程	
協議打ち合わせ式	
内容作成	基本構成・基本内容
	スライドデザイン作成
	スライド作成
全体整理	編集・構成・仕上げ一式

写真・図解等を用い視覚的に内容が理解できるスライ

ドショーを基本とした電子データの作成および電子媒体を作製すること。

作成にあたっての注意点

- ・基本構成の作成、構成内容の整理及びデザイン作成は受注者が行う。
- ・写真、図解等を多くし、文書を少なくすること。
- ・平成28年度「東広島市の環境」（環境白書）の要約を基本とするが、分かり易い表現、内容及び動画を追加することは妨げない。
- ・スライド枚数は、70頁（表紙、本文68頁、裏表紙）程度とする。なお、大幅な頁数の増減は発注者と協議すること。
- ・学校の授業や出前講座に使用することを想定した内容とすること。
- ・キャラクターには、のん太[※]を使用すること。のん太の活用により、受講者が環境学習を楽しめるよう配慮すること。
- ・成果品の電子媒体（DVD-R）は、レーベル印刷が必要。
- ・電子データは、パワーポイント（スライドショー）が実施できるソフトで作成すること。
- ・パワーポイント本体とは別にノート（説明書・台本等）を含むこと。
- ・成果品の中に平成28年度「東広島市の環境」（環境白書）の原データも入れること。
- ・その他不明な点は適宜、発注者と協議すること。

※「のん太」…正式名称は「東広島市観光マスコットのん太」という。社団法人東広島市観光協会が著作権を有している。のん太が様々なポーズをしているテンプレート（約120種類）について発注者が著作権者から使用許諾を得ており、受注者はこのテンプレートの中から選択して成果品にのん太を挿入するものとする。なお、のん太の使用に係る権利費用については受注者に費用負担を求めない。

④データ集

- ・収集した現況データ集
- ・環境に関する規制基準一覧 等

本市が所有し、業務に利用できる資料等は貸与可能とする。

本市の「環境の現状と対策」について、貸与資料及び収集した資料を基に解析し、考察の充実を図ること。

1 4 レイアウト・素案校正、冊子作成

収集した環境データについて、整理を行い平成 28 年度「東広島市の環境」（環境白書）については平成 29 年 1 月 31 日（火）までにデータの作成を完了すること。

冊子については、東広島市役所のホームページに掲載するので、文書構成及びバランス等について十分考慮しつつ、発注者と連携をとり、より一層市民に分かりやすいレイアウトとすること。特に図表等のバランスについては注意すること。

1 5 冊子の印刷・製本

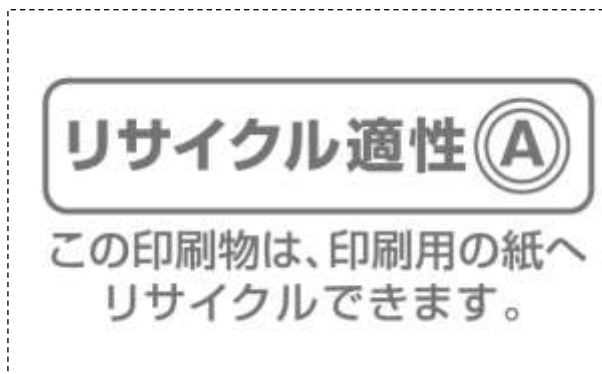
冊子の作成に使用する本文用紙については、「古紙配合率 80%以上の再生紙」とし、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 21 年 2 月）にも留意、配慮すること。

また、表示例を参考に、リサイクル適正の表示を裏表紙等に表示すること。

表示例（1）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「Aランク」のみを用いて作成しています。

表示例（2）



※上記「Aランク」及びリサイクル適正[㊤]は、古紙リサイクル対応協議会が策定した印刷物資材「古紙リサイクル適正ランクリスト」規格における適正ランク「A」であることを示すものであり、品質表示の例です。他の規格等で上記と同等の品質のものを示す文言・ロゴ等の使用を希望する受注者は、事前に発注者と表示方法について協議するものとする。

3章 成果品

1.6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

なお、製本に使用する用紙及び記録メディアについて、参考規格品以外のものを使用するときは、事前に発注者に商品名及び規格品質を申し出て承諾を得ること。

(1) ①平成 28 年度「東広島市の環境」（環境白書）（製本）

A 4 判 60 部(カラー90 頁程度含む 130 頁程度)

※ただし、A 3 サイズを一部含む。

紙質

表紙：両面コートアイボリー（両面塗工）12.5kg

（参考規格 日本製紙アイベストW）

本文用紙：再生マットコート（古紙配合率 80%）44.5kg

（参考規格 王子製紙OK マットコートエコグリーン）

②平成 28 年度「東広島市の環境活動」（環境活動事例集）（製本）

A 4 判 200 部(カラー100 頁程度含む 110 頁程度)

紙質

表紙：両面コートアイボリー（両面塗工）12.5kg

（参考規格 日本製紙アイベストW）

本文用紙：再生マットコート（古紙配合率 80%）44.5kg

（参考規格 王子製紙OK マットコートエコグリーン）

③環境学習教材（小学生向け教材）

DVD-R 60 枚（一般的なPCで再生可能な品質のもの）

(2) データ集 電子データ 一式(CD-R)

(3) 上記報告書の電子データ 電子データ 一式(CD-R)

集計表及びグラフの作成に用いた基礎データ等を含む。

（文章は Word 形式、表や図・グラフは Excel 形式、全体データの PDF 形式等）

※冊子のページ数、カラー枚数については多少の変動はあるものとする。

(4) 成果品の権利等

納品された成果品（成果品の一部の文書等を含む。）は、受注者の承諾なく増版に使用するほか、二次利用（発注者が発行する他の印刷物の製作、発注者のホームページ等への掲載等をいう。以下「二次利用」という。）できるものとする。ただし、受注者が独自に収集したデータ等（発注者が貸与したデータ等に基づき受注者が考案した文章表現等は含まない。）については、発注者が二次利用における使用許諾を得たものとする。

受注者は、本業務にあたり受注者以外の者が著作権又は出版権を有するデザイン、イラスト、写真等を使用する場合は、その使用（成果物への使用のほか、発注者の二次利用も含む。）に関する使用許諾を得るなど、発注者と当該デザイン、

イラスト、写真等の著作権又は出版権を有する者との間で紛争が生じないための一切の措置を受注者の責任により講じるものとする。現に紛争が生じた際も、同様とする。

(5) 納入期限

平成29年3月17日（上記(1)～(3)すべて）

(6) 納入場所

東広島市 生活環境部 環境対策課

（東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所本庁本館1階）

平成28年度
「東広島市の環境」資料等作成業務

設計書

確認者	検算者	作成者

